

**町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業
入札参加者ヒアリング
議事概要**

平成28年8月1日(月)公表

町田市環境資源部循環型施設整備課

【実施手順】

1 目的

入札参加者ヒアリングは、町田市と町田市熱回収施設等(仮称)整備運営事業への入札参加者との間で十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深めるとともに、町田市の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として実施する。

2 留意事項

- (1) 出席者の発言及び使用する資料について、通知したグループ名をもって行うものとし、服装も含め、社名が特定できないようにすること。
- (2) ヒアリングでは、要求水準の達成の有無については回答するが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等を行わない。
- (3) ヒアリング内容については、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると考えられるものを除き、ヒアリングの実施後、町田市のホームページで公表することを原則とするが、事業者のノウハウ等に関する部分については、個別回答とする場合がある。
- (4) 公表した質問回答が基本契約、基本協定及びそれぞれの契約、入札説明書、要求水準書において優先するものとし、契約書等へ反映する。

【議事概要】

1 町田市からの確認事項について

- (1) 施設配置・動線計画、3案のデザイン、関連事業のスケジュールについて
- (2) 景観アドバイザーからの指摘事項について
- (3) 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者の設置について

2 入札説明書に関する確認事項への回答について

■ 町田市からの確認事項について

項目名	(1) 施設配置・動線計画、3案のデザイン、関連事業のスケジュールについて
確認事項	<p>【施設配置・動線計画】</p> <p>① 要求水準書にも記載しておりますが、施設配置については、事業計画地南側境界から30m程度離し、建物の高さを低減し、また、周囲に緑地を設け圧迫感を抑えることを、地区連絡会から求められていますので考慮してください。</p> <p>② 動線計画は、市民が新管理棟を利用するため、歩行者と工場関係車両の動線を分けて安全面には特段の配慮が求められています。また、大型車両の通行に際しては切替し等がないように幅員、回転半径を考慮してください。</p> <p>【デザイン】</p> <p>① 提案書には、3案のデザイン方針、外壁材等の材質、色彩計画、特徴(アピールポイント)、環境配慮等を記載してください。</p> <p>【関連事業のスケジュール】</p> <p>① 土砂防対策工事に関して 宅地造成等規制法の適用を受けるため、東京都と調整をしながら進めていく必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>② 交差点改良工事について 施設南西側で市が整備を予定している交差点改良工事についての、現時点でのスケジュールは以下のとおりとなります。 2016年度:交差点予備設計、警視庁協議 2017年度:路線測量、交差点詳細設計 2017～18年度:関係企業への工事依頼 2018～19または20年度:企業工事(埋設物等) 2020年度:改良工事設計 2020～21年度:改良工事</p> <p>③ 既存施設の解体撤去後の空地(跡地)について 第2回質問・回答で提示した【別紙5:緑化計画図】を遵守するような計画にしてください。</p>
項目名	(2) 景観アドバイザーからの指摘事項について
確認事項	<p>公共施設の整備にあたっては、『町田市公共景観形成指針』に基づき、町田市景観審議会委員であるアドバイザーと調整する必要があり、アドバイザーとの協議内容を踏まえて計画を進めて頂かなければならないことを承知してください。</p> <p>なお、現時点で、植栽(移植含む)、樹種、擁壁の景観などについて、協議が必要との指摘を受けています。</p>
項目名	(3) 電気主任技術者・ボイラ・タービン主任技術者の設置について
確認事項	<p>電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者は以下のとおり選任願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別目的会社(SPC)を「みなし設置者」として扱いますので、整備期間中を含め特別目的会社から選任してください。 ・選任は、工事計画書の届け出時には決定してください。 ・基本契約書、覚書等に「電気事業法第39条第1項(事業用電気工作物の適合維持)」と「経済産業省 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の1—(1)—①のイ、ロ、ハを明記します。

■ 入札説明書に関する確認事項への回答について

No.	1		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	10
項目名	既存給水管		
確認事項	既存給水管の量水器は、貴市所掌の交差点改良工事により市道になる範囲にあります が、交差点改良工事で移設されるとの理解でよろしいでしょうか。		
回答	本事業で実施するものとします。なお、設計・建設業務時に市が委託した交差点改良工 事設計委託業者と調整をお願いします。		
対話	入札参加者	工程計画の中で調整の必要性の要否について検討します。	
	市	造成工事を行う際に支障となる場合は、本事業で実施するものとします。	

No.	2		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	10
項目名	既存樹木(大径木)の移植作業に係る仕様		
確認事項	<p>ご想定されている移植対象木は樹高10~20m、幹周152~337cmもあり、1本あたりの重 量が数十~百トン超となる可能性があります。敷地内移植はスペースの制約から難しく、 大多数は敷地外指定地への仮移植になると予想されます。</p> <p>重量を低減させるため枝払いをしたとしても、一般的な大型トラックで運搬できる1本あた り重量が10t程度を大幅に超過すると考えられます。このような樹木を敷地外へ仮移植す るためには、少なくとも100~200tクラスの大型クレーンと、樹木重量以上の積載量のある 超大型トレーラーが必要です。</p> <p>移植は造成工事着手前に行う必要があるため、現・花の家北東の芝生広場に、大型ク レーンと超大型トレーラーを乗り入れる必要があり、仮設道路の築造とクレーン作業ス ペースの地盤補強が必要と考えられます。</p> <p>また、仮移植の場合、移植先にも広場と同様の仮設が必要となる可能性があります。 大径木を移植する場合、以上のような大掛りな工事になることが予想され、移植費用も高 額になると予想されます。</p> <p>つきましては、移植する樹木を比較的移植が容易な樹高10m未満等の樹木で代替すると いった変更は可能でしょうか。</p>		
回答	<p>移植対象樹木については、事業者決定後、東京都との自然環境保全計画書に関する協 議等の中で詳細を決定していくこととなりますので、現時点では特定することはできませ ん。</p> <p>なお、移植対象樹木の選定にあたっては、施工時期、施工エリア、樹木の状況等を勘案 し、事業スケジュールや周辺地域への影響の生じないよう協議を進めていく予定です。</p>		

No.	3		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	16
項目名	雨水浸透貯留槽		
確認事項	<p>新設する雨水浸透貯留槽を環境影響評価書に記載された敷地南東端部に設置する場合、TP+117mに造成する新施設建設用地から雨水浸透貯留槽まで雨水を引き込む配管は、間にある小高い丘(推定標高TP+130m)の下に埋設する必要があります。</p> <p>配管施工のためには、山留を設置して広範な範囲の土を掘削、搬出し、再搬入するなど、大掛かりな工事となるだけでなく、環境影響評価書案において既存樹木として保存を予定している樹木を大幅に伐採する必要が生じます。</p> <p>また、細心の注意を払って施工したとしても、丘状の地形での盛土は周囲の地山と比較して弱いため、豪雨や地震など際にウィークポイントとなり、崩落の可能性も想定されます。周辺環境への影響を考慮し、環境影響評価書案に記載された容量を確保することを条件に、新設する雨水浸透貯留槽をTP+117mの新施設敷地内に計画してもよろしいでしょうか。</p>		
回答	雨水流出抑制施設の配置及び対策量の詳細については、事業者決定後、設計業務段階で関係機関との協議の中で決定していきます。		

No.	4		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	19
項目名	脱水汚泥		
確認事項	<p>最終処分場の排水浄化センターから発生する脱水汚泥および、熱回収施設等外で発生する脱水汚泥について、想定されている年間排出量、搬入の頻度、及び荷姿(Otダンブ、バキューム車、フレコンなど)についてご教示下さい。</p>		
回答	<p>脱水汚泥の排出量、搬出頻度及び荷姿は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最終処分場の排水浄化センター」(2015年度実績) 汚泥排出量:約4.3t/年、搬入頻度:3~4回/月、荷姿:平ボディの2tトラック ※ただし、新しい熱回収施設等の排水は排水浄化センターへ流入しないため、汚泥の排出量は、変動することが予想されます。 ・「境川クリーンセンター」熱回収施設等外で脱水汚泥の発生が見込まれる施設(2019年度稼働予定のため計画値) 脱水汚泥(助燃剤)約280t/年、搬入頻度1~2回/日、荷姿 平ボディの2tトラックを想定しています。 ※搬入に関しては関係部署と調整を行う予定です。 		

No.	5		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	19
項目名	脱水汚泥		
確認事項	最終処分場の排水浄化センターから発生する脱水汚泥および、熱回収施設等外で発生する脱水汚泥について、維持管理費用算出の参考とさせて頂きたい為、成分分析データ(水分、灰分、可燃分、低位発熱量、塩素、水銀、シロキサン等)をご教示下さい。		
回答	<ul style="list-style-type: none"> ・「最終処分場の排水浄化センター」(2015年度実績) 脱水汚泥の含水率:68~80%程度 含水率以外の成分分析は実施していません。 ・「境川クリーンセンター」熱回収施設等外で脱水汚泥の発生が見込まれる施設(2019年度稼働予定のため計画値) 脱水汚泥(助燃材)の含水率:70%で計画 脱水汚泥(助燃材)についての分析データは、新施設稼働前のためありません。今後の設計業務段階で実施する検討データ等に関しては提示していきます。 		

No.	6		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	22
項目名	水分含有量の定義		
確認事項	<p>「水分含有量」の定義について、再度確認させてください。 水分含有量には、乾物を基準として水分の比率を示す”乾基準”と、水を含む物質質量に対する水分の比率を表す”湿基準”があります。 表1-8に記載されている、”水分含有量”とは、湿基準を用いた計算方法との理解でよろしいでしょうか。</p>		
回答	ご理解のとおり、湿基準となります。		

No.	7		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	34
項目名	緑化計画		
確認事項	<p>緑化計画に関し、東京における自然の保護と回復に関する条例により、市街化区域で土地の面積3000㎡以上(約77000㎡)、行為地の区域の総面積の1/3以上が自然地(約52.7%)に該当するため、開発許可または開発協議が必要と考えられます。 本工事は貴市発注の公共工事のため、開発許可ではなく開発協議(東京都自然環境保全審議会への付議不要)との理解でよろしいでしょうか。</p>		
回答	ご理解のとおりです。		

No.	8		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	34
項目名	緑化計画		
確認事項	緑地計画図の緑地面積(残留緑地14800㎡、植栽緑地12000㎡)が、地上部の緑化計画の目安であり、開発許可の手引で緑地に算入できないその他緑地(草地等)の面積は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。		
回答	原則として、第2回「本入札説明書に関する確認事項への回答」で示した【別紙5:緑化計画図】を遵守することとしますが、詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議の上決定します。		

No.	9		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	34
項目名	緑化計画		
確認事項	緑地計画図の屋上緑化面積は1430㎡となっていますが、条例で必要となる屋上緑化面積は、階段等でアクセス可能、かつ高さ1.1m以上の手すりがある屋上の面積の25%であり、それを地上の緑化で代替することも可能です。意匠性や維持管理性に配慮したうえで、屋上緑化面積は事業者の提案とさせて頂きませんかでしょうか。		
回答	原則として、環境影響評価書案に記載している緑地面積を遵守することとしますが、詳細については、設計業務段階で協議の上決定します。		

No.	10		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	34
項目名	緑化計画		
確認事項	開発許可または開発協議において、行為地の面積が1ha(10000㎡)以上の場合は自然環境調査の実施が必要と考えられます。自然環境調査は貴市の環境影響評価書案により網羅されていると考えられますが、開発協議で使用してよろしいでしょうか。		
回答	環境影響評価書を作成するために実施した自然環境調査結果及び自然環境保全計画書(案)については、関係機関との協議資料として使用可能です。		

No.	11		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	34
項目名	緑化計画		
確認事項	開発許可または開発協議に関して、東京都環境局から事前に指導等ございましたでしょうか。指導内容によっては工期への影響が出る場合がございますので、差し支えの無い範囲でご教示下さい。		
回答	これまでに指摘されている事項については、要求水準書及び環境影響評価書案に反映しています。		

No.	12		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	37
項目名	新管理棟執務スペース		
確認事項	事務室の1人当たりの執務スペースについて「原則として、要求水準書を遵守することを前提としますが、詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。」とのご回答を頂きましたが、仮に設計業務段階における協議により変更となった場合、大幅な図面変更を余儀なくされるだけでなく、別途、関係機関への確認期間を設ける必要も考えられます。 よって、事業者決定後の設計業務段階において、執務スペースは過剰設計と判断される恐れのない総務省・地方債同意等基準運用要綱から算定した「1人あたり6～7㎡」を前提に協議を進めさせて頂くとの理解でよろしいでしょうか。		
回答	原則として、要求水準書を遵守しますが、詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。 なお、「1人あたり6～7㎡」の根拠としてお示しの地方債同意等基準運用要綱の算定面積については、市で確認した限りでは平成23年以降は示されていません。		
対話	入札参加者	H23年以降で算定面積が示されていないことは理解しているが、設計協議を進めるなかで、何らかの基準を基に進めていく必要はありますか。	
	市	明確な基準がある場合を除き、要求水準書の規模を確保することを考えています。	

No.	13		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	52
項目名	関係機関との協議		
確認事項	「ただし、関係機関との協議において設計内容が変更になった場合は施設整備企業の負担とする。」とのご回答を頂きましたが、落札者決定まで関係機関との協議ができないため、実績や刊行物等により想定して進めています。 契約後の関係機関との協議によって、工期等に関わる重大な事象が生じた場合には、別途ご協議頂けるとの理解でよろしいでしょうか。		
回答	ご理解のとおりです。		

No.	14		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	53
項目名	残土の仮置き場		
確認事項	<p>「残土の仮置き場については、事業者にて候補地を検討してください」とのご回答を頂きました為、市外へのダンプカーによる残土搬出台数9000~10000台程度削減し周辺環境への影響を最小限とすることを念頭に、次の2点により市内の候補地を検討しました。</p> <p>①市内における交通量の増加を最小限とできる場所 ②住宅地に面する道路の通過を避けられる場所</p> <p>結果、市内道路の走行距離を最短とすることができ、住宅地に面する道路の通過が避けられる隣接処分場が最適ではないかと答えに達しました。つきましては、隣接する処分場に残土を仮置きすることを前提に計画を進めさせて頂きますようお願い致します。</p>		
回答	<p>残土仮置き場については、事業者で候補地の検討をしてください。 なお、今後、最終処分場の残土仮置きに関して、官公庁等の関係機関及び周辺地域の住民等と協議・調整を行ってまいります。</p>		

No.	15		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	67
項目名	直接搬入車台数		
確認事項	<p>「2016年秋より直接搬入の対象物の変更を行うため、数値には変動が想定されます。」とありますが、具体的には指定収集袋に入る燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみの持ち込みができなくなるとの認識をしております。 この搬入対象物の変更による直接搬入車の台数の変動(ご想定)についてご教示下さい。</p>		
回答	<p>昨年度実施した市民搬入調査に基づき、約7%の搬入車両が減少すると想定しています。 ただし、年間では搬入車両の変動があるため、現状の参考値になります。</p>		

No.	16		
資料名	入札説明書等に関する確認事項への回答	頁	93
項目名	I-2施設全体の外観デザインの考え方		
確認事項	<p>非価格審査資料 I-2-②記載枚数について、弊社は本様式において立面図3案をより分かりやすく記載、提案をさせて頂けないかと考えております。つきましては、I-2-②の記載枚数(現状A3×1枚)をA3×3枚へと枚数変更をして頂けませんでしょうか。</p> <p>なお、I-2の各項目の構成は以下を想定しております。</p> <p>①デザインコンセプト(3案共通)A3×1枚以内 ②各棟の連続性、立面図(各案ごと)A3×3枚以内 ③煙突圧迫感低減(3案共通)A4×2枚以内 ④その他提案(3案共通)A4×2枚以内</p>		
回答	<p>ご提案のとおりとします。</p>		

No.	17		
資料名	提出書類の記載要領	頁	4・8
項目名	④基礎審査資料(様式14)⑤非価格要素審査資料(様式15)		
確認事項	非価格要素審査資料に、応募企業グループ名が特定できない企業名(構成企業、協力企業以外)の記載は可能との理解でよろしいでしょうか。		
回答	非価格要素審査資料としては、記載要領に示すとおり市内業者の業種別一覧を作成し、企業名については記載しないものとします。なお、NO.18のとおり、様式15の添付資料として、関心表明書等の添付は可能とします。		

No.	18		
資料名	提出書類の記載要領	頁	8
項目名	⑤非価格要素審査資料(様式15)		
確認事項	非価格要素審査資料に、補足資料や市内企業などの関心表明書等を添付することは可能との理解でよろしいでしょうか。		
回答	ご提案のとおりとします。		

No.	19		
資料名	要求水準書	頁	5
項目名	表-1-1 ユーティリティ条件 下水道		
確認事項	貴市の下水道は分流方式のため、雨水は下水本管以外への接続となりますが、新設調整池からの放流先が貴市よりご提示いただいた資料に記載されていません。放流先は敷地南側の市道側溝に接続するとの理解でよろしいでしょうか。		
回答	ご理解のとおりです。 ただし、放流量によっては、街渠集水枡への接続ではなく、道路管理者管理の雨水管に接続となります。詳細については、設計業務段階で関係部署と調整をお願いします。		

No.	20		
資料名	運營業務委託契約書	頁	39
項目名	46 余剰電力量		
確認事項	<p>「36.「売電収入」とは…、年間売電電力量に売電単価を乗じた値をいう。」とありますが、この「年間売電電力量」とは、46. で定義される「余剰電力量」の年間合計量と同義であると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、この「売電収入」及び「余剰電力量」の定義に従って、入札書及び事業者提案書を作成するものと考えてよろしいでしょうか。</p>		
回答	<p>売電収入は、熱回収施設とバイオガス化施設それぞれの発電した割合で按分して算出する必要があります。</p>		
対話	入札参加者	<p>「年間売電電力量、余剰電力量」は同義と考えているが、異なる表記をしているため確認するものです。各施設余剰電力量に売電単価を乗じ加算したものを売電額として良いですか。</p>	
	市	<p>余剰電力量に売電単価を乗じたものは、売電収入と同額となりますが、実運用時は送電端になる売電用計量器(取引用電力量計:送配電事業者所掌)での売電電力量が取引対象となるため各施設余剰電力量の比率により当該計量器にて案分し各単価を乗じたものが売電収入となるので留意願います。</p> <p>詳細については、設計協議段階で経済産業省等関係部署との調整に基づき算出願います。</p>	